

令和6年度 那覇市国保健康診査後の保健指導業務委託 実施要領

本業務は「国民健康保険法第82条（健診・保健指導の根拠）」に基づき、実施にあたっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（以下「実施基準」）、「特定保健指導の外部委託に関する基準（平成25年厚生労働省告示第92号第2）」に準ずるとともに、具体的な保健指導の内容については令和5年度健康診査受診者は「標準的な健診・保健指導プログラム平成30年度版」（以下「プログラム平成30年度版」）及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）」（以下「手引き第3.2版」）に準ずるものとし、令和6年度健康診査受診者は「標準的な健診・保健指導プログラム令和6年度版」（以下「プログラム令和6年度版」）及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」（以下「手引き第4版」）に準ずるものとする。

1 目的

「国民健康保険法第82条（健診・保健指導の根拠）」に基づき、本市では40歳未満の者に対しても特定健診と同様の健康診査を行っている。男性では20代の早い時期から肥満が増え始めることから、40歳未満の早期からメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防に関する保健指導を実施する必要がある。本市では市民の利便性向上を図り保健指導を効果的に行うため、保健指導実績があり、対象者のニーズに応じた保健指導を提供できる機関に当該業務を委託するものとする。

2 対象者

那覇市国民健康保険被保険者で、20～39歳の健康診査受診者のうち令和5年度健康診査受診者は「プログラム平成30年度版」P2-9～2-11、令和6年度健康診査受診者は「プログラム令和6年度版」P56～59に基づく階層化に該当した者

3 業務内容

「令和6年度 那覇市国保健康診査後の保健指導業務委託仕様書」のとおり

4 委託機関の選定方法

委託機関の選定は、受託希望機関が提出した企画提案書（後述の委託要件に関する事項）を書類審査し、決定する。

5 業務委託要件

(1) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」を遵守し、健康診査受診年度に

応じた「手引き第 3.2 版」、「手引き第 4 版」に記載されている「特定保健指導の外部委託に関する基準（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号 第 2）を満たしていること

(2) 令和 6 年度 那覇市国保特定保健指導業務委託企画提案書等を提出日までに提出すること

(3) 社会保険診療報酬支払基金に保健指導機関としての申請及び登録をしていること

(4) 健診部門と保健指導部門の連携体制がとれていること

(5) 健診機関で階層化ができる、または保健指導の対象者に利用勧奨を効果的に実施できること

(6) 次の保健指導実施体制が十分であること

- ・保健指導に従事する職種と人員構成
- ・保健指導員の研修等の実施
- ・対象者に対する相談窓口の設置

(7) 積極的支援・動機づけ支援を下記の内容や体制で提供できること

ア プログラムの内容が、「プログラム平成 30 年度版」「プログラム令和 6 年度版」および「手引き第 3.2 版」「手引き第 4 版」に準じ、さらに、機関の特性を生かした保健指導の提供ができること

イ 初回面談実施率向上に向けた工夫や保健指導の工夫がなされていること

- ・初回面談実施率向上に向けた工夫
- ・行動変容を促す効果的な保健指導の方法等

ウ 中途脱落者の防止策があること

エ 安全管理体制がとれていること

- ・事故を防ぐための配慮
- ・事故発生時の対応

オ 保健指導の実績があること

- ・保健指導の実績または生活習慣病予防に関する保健指導の実績があること

6 保健指導利用料

国保加入者の自己負担は、無料とする。

7 業務管理について

(1) 報告書の提出

保健指導初回支援終了時点と実績評価終了時点に、個別の「特定保健指導支援計画及び実施報告書」等を市へ報告する。なお、提出は紙または電子データ（エクセル等）で提出する。

(2) 報告会等への参加

本業務の効果的な実施等を目的に、本市が随時開催する報告会へ参加する。

8 保健指導利用券の有効期限

令和6年度健診受診者の保健指導利用券の有効期限（初回面接利用の有効期限）は、発行した日からおおむね6か月間とする。

（例）令和6年5月発行→有効期限：令和6年11月末日

9 令和7年4月以降の継続支援者の取扱いについて

保健指導の支援期間が3か月以上に及ぶことから、令和6年度中に保健指導の初回面接をした者に対しては、翌年度（令和7年度）においても、引き続き継続支援ができるように対応するものとする。

（例）令和7年1月初回面接 → 令和7年4月実績評価